

スカム処分業務委託（R 8）

特記仕様書

（目的）

- 第1条 本仕様書は、沖縄県が管理する浄化センター、ポンプ場及び流域幹線等から発生するスカム（汚泥）の処分業務について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 契約は単価契約とする。

（関係法令の遵守）

- 第2条 受託者（以下「乙」という。）は、スカム（汚泥）の処分について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。
- 2 乙は、スカム（汚泥）の処分後の残渣物について、自らの責任において適正に最終処分をしなければならない。

（一括再委託の禁止等）

- 第3条 本業務の「業務の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ委託者（以下「甲」という。）が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることができる。

【業務の主たる部分】

- ・契約金額の50%を超える業務
 - ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- 2 業務の履行に当たり、乙が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。
 - ・第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務はない。
 - 3 契約書で定める「その他、簡易な業務」は次のとおり。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

（連絡及び指示）

- 第4条 乙は、本業務を履行するにあたっては、甲と緊密に連絡を行い、甲の指示に従って行わなければならない。

（産業廃棄物管理票）

- 第5条 本業務は廃掃法に基づく産業廃棄物処分業務であるため、乙は産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、同法に基づき必要事項の記入や保存を行うものとする。
- なお、産業廃棄物管理票は、電子マニフェストの使用を基本とするので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できるようにすること。

(数量の確認)

第6条 処分数量は、乙の計量器（トラックスケール等）により計量した数量とする。計量値は、計量器付属のプリンターによる伝票への印字及び電子マニフェストへ記入し、処分数量を確定すること。

2 年間予定数量は450tとする。

(提出書類)

第7条 乙は、次の書類を速やかに甲に提出するものとする。

(1) 産業廃棄物処分業許可証の写し

(2) 乙が中間処理業者の場合は、最終処分先の産業廃棄物処分業許可証の写し及び最終処分先との契約書の写し

(3) その他必要な書類

(疑義)

第8条 この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定める。

(業務内容)

第9条 スカム（汚泥）は、甲が乙施設に運搬する。

2 持込汚泥の性状及び運搬日程については、甲と乙で事前調整する。